

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年7月27日

沿岸広域振興局長 森 達 也

## 1 業務内容

- (1) 業務件名 大船渡地区職員公舎畳表替修繕
- (2) 業務仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 90日間
- (4) 履行場所  
柿ノ木沢合同公舎(大船渡市盛町字柿ノ木沢 20-2)  
中野合同公舎(大船渡市立根町字中野 35-16)  
中野合同宿舎 2号棟管理人室(大船渡市立根町字中野 35-16)
- (5) 入札方法 (1)の件名について総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和1・2年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築工事C級に登録されている者で、沿岸広域振興局(大船渡地区)の区域に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく主たる営業所。)を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者(更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 役員等(個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札日現在において、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

## 3 入札、開札の日時及び場所

令和2年8月21日(金)午前10時 大船渡地区合同庁舎4階 第3会議室

#### 4 入札保証金 免除

#### 5 入札への参加を希望する者に求められる事項

- (1) 入札参加希望者は、この告示に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和2年8月4日(火)午後5時までに9に示す場所に提出すること。
- (2) 前号により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

#### 6 入札説明書の配付

入札説明書は、ホームページ上で配付する。なお、入札参加希望者は、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

ホームページアドレス

<http://www.pref.iwate.jp/> >県政情報>入札・コンペ・公募情報>その他入札情報

#### 7 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、3に示す日時及び場所に直接持参のうえ提出すること。
- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

#### 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他 詳細は入札説明書による。

#### 9 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1  
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター総務課  
電話番号 0192-27-9931